

令和8年度鶴岡産農産物等販路拡大チャレンジ支援事業補助金交付要綱

令和8年4月1日

鶴岡市告示第176号

1 目的及び交付

市長は、本市の農産物及びその加工品の消費拡大を図るため、国内外での販路拡大に向けた新たな取組を行う事業者等に対して、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象者

補助の対象となるものは、国内外での販路拡大に向けた新たな取組を行う市内の次の事業者とする。ただし、当該取組に他の補助金の交付を受けているものを除く。

- (1) 農業者
- (2) 農業法人
- (3) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
- (4) 農業者等が組織する団体
- (5) その他市長が特に認める団体等

3 補助対象経費及び補助金の額

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 交付申請

交付申請書に添付すべき書類は、規則第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) プロジェクト企画書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

5 軽微な変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費の合計額の増

(2) 補助対象経費又は補助金の額の20パーセント以内の減

(3) 事業計画における完了日の変更

6 実績報告

実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過する日又は令和9年4月14日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、規則第13条に定めるもののほか、プロジェクト実績書（様式第2号）とする。

7 帳簿等の保管

規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期限は、令和13年度の末日までとする。

8 その他

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3項関係）

事業	補助対象経費	補助金の額				
		区分	備考			
1. 販路拡大支援事業（注記1）	商談会等（オンライン含む。）への出展、EC販売等本市農産物等の国内外での新たな販路拡大を図る取組に係る費用	(1) 出展料	国内の場合は5万円まで	国内の場合 補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内の額。ただし、10万円を上限とする。 海外の場合 補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内の額。ただし、25万円を上限とする。		
		(2) 輸送費	展示品、サンプル等の輸送等			
		(3) 宿泊費	1人1泊当たり1万円まで			
		(4) 旅費交通費	原則として公共交通機関の運賃等とし、自家用車を利用する場合は、燃料費、高速道路料金及び駐車料等の実費とする。			
		(5) 借上料	冷蔵庫、冷凍庫等のリース料等			
		(6) 賃金	補助アルバイト代等			
		(7) 消耗品費	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る費用に限る。			
		(8) 試供品費	商談時に相手方へ提供するサンプル品等の費用に限る。		海外のみ対象	
		(9) 役務費	成分分析費等			
		(10) 委託料	市場調査委託料等			
			(11) 翻訳料及び通訳料			
			(12) ウェブサイト構築・改修料		新たにECサイトを構築し、又は電子商取引機能を持たない独自のウェブサイトの改修を行う外注費	
			(13) その他		上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費	
事業	補助対象経費	区分	備考	補助金の額		
2. PR資材製作支援事業（注記2）	販路拡大に取り組む事業者が、販売促進資材を新たに製作する取組に係る費用	(1) 広告宣伝資材費	ポスター製作、インターネット広告への掲載等の経費	補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内の額。ただし、10万円を上限とする。		
		(2) 委託料	パッケージデザイン、プロモーション動画の製作等の委託料			
		(3) 需用費	チラシの印刷紙代等			
		(4) 報償費	販促対象商品の宣材写真撮影料等			
		(5) その他	上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費			

注記1

- ・ 国内の場合、物産販売のみの取組は対象とはならず、新たな取引先の開拓に係る商談等を行うものであること。
- ・ 海外の場合、原則として、日本貿易振興機構又は山形県国際経済振興機構が関連する取組を対象とする。
- ・ 新規に行う販路拡大に向けた取組を対象とし、原則として、過去に参加実績のある商談会等は補助の対象としない。

注記2

- ・ 企業PR等、農産物等の販路拡大に直接関係のない取組は対象外とする。